

# 第206回 東京都都市計画審議会 議案・資料(抜粋)

議第7147号

東京都市計画事業北小岩一丁目東部土地区画整理事業の事業計画変更に伴う意見書の審査に係る口頭陳述の聴取等について（審議会決定）

このことについて、次のように決定する。

- 1 土地区画整理法第55条第5項において準用する行政不服審査法第25条第1項及び同法第48条の規定に基づく意見書の審査に係る口頭陳述の聴取等については、聴取の日時、場所等を会長が決定したうえで、行政不服審査法第31条の規定に基づき、東京都都市計画審議会の幹事のうち、会長が指名する東京都都市整備局の職員に、その意見陳述を聴取させる。
- 2 土地区画整理法第55条第5項の規定において準用する行政不服審査法の規定により、審議会の権限とされている次の事項は、会長が決定する。
  - ① 行政不服審査法第24条第1項及び第2項の規定に基づく参加人に関する事項
  - ② 同法第25条第2項の規定に基づく補佐人に関する事項
  - ③ 同法第26条の規定に基づく証拠書類又は証拠物を提出すべき期間に関する事項
  - ④ 同法第27条の規定に基づく参考人の陳述及び鑑定の要求に関する事項
  - ⑤ 同法第28条の規定に基づく物件の提出要求に関する事項
  - ⑥ 同法第29条の規定に基づく検証に関する事項
  - ⑦ 同法第30条の規定に基づく審尋に関する事項
  - ⑧ 同法第27条、同法第29条第1項及び同法第30条の規定に基づく事項を、東京都都市計画審議会の幹事のうち、会長が指名する者に行わせることの決定
  - ⑨ その他上記の各事項を実施するために必要な事項

## 理 由

土地区画整理事業の事業計画変更に当たり、変更案を公衆の縦覧に供したところ、意見書の提出と併せて15名の者から、口頭で意見を述べたい旨の申立てがあった。これらを当審議会で聴取するのは困難であるので、意見書の審査を円滑に進めるため、行政不服審査法第31条の規定に基づき、当審議会の幹事にその意見陳述を聴取させることとし、あわせて本件に関する事項は会長が決定することとするものである。